

吹田市公告第573号

吹田市本庁舎外83施設で使用する電力調達に係る郵便入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年10月4日

吹田市長 後藤 圭二

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

吹田市本庁舎外83施設で使用する電力調達(本件は、以下の2つの電力調達で構成する。)

ア 吹田市本庁舎外79施設で使用する電力調達

イ 水道部庁舎外3施設で使用する電力調達

(2) 電力需給概要

別添仕様書のとおり

(3) 電力需給場所

別添仕様書のとおり

(4) 予定使用総電力量

25,198,617kWh/年(内訳は以下のとおり)

ア 吹田市本庁舎外79施設で使用する電力調達(23,892,542kWh/年)

イ 水道部庁舎外3施設で使用する電力調達(1,306,075kWh/年)

(5) 履行期間

令和6年1月の検針日から令和7年1月の検針日前日まで

なお、別紙1-1のNo. 16南千里庁舎の調達期間は令和6年1月から令和6年5月中、No. 18中消防庁舎の調達期間は令和6年1月から令和6年3月中までとする。

(6) 契約書

契約書は、1(1)件名 ア、イそれぞれで作成する。(詳細は「11 入札方法及び契約方法」参照)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

以下に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 本市の入札参加有資格者名簿の登載業者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 入札及び開札の時点において、本市から指名停止措置等を受けていない者であること。

(4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の入札参加資格の再認定手続を完了している者であること。

(5) 電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けている者であること。

3 入札参加資格確認申請手続及びその審査

本入札に参加を希望する者は、所定の日時に入札参加資格確認申請書等(以下「申請書類」という。)を提出しなければならない。申請書類は、公告日から令和5年10月12日(木)午後5時まで吹田市ホームページに掲載する。

なお、申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加できない。

(1) 申請書類の提出

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

(2) 提出期限

令和5年10月12日(木)午後5時30分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。)

なお、封筒の作成方法等の指定はない。

(4) 提出場所

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 環境部 環境政策室(高層棟2階)

(5) 資格審査結果の通知

2に掲げる事項について、入札参加資格を確認し、その結果を通知する。

通知日 令和5年10月13日(金)

(6) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について以下のとおり書面を提出することにより説明を求められることができる。

ア 提出期限

令和5年10月16日(月)午後5時30分まで

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 環境部 環境政策室(高層棟2階)

ウ 提出方法

持参又は郵送(配達証明付書留郵便に限る。提出期限必着のこと。)

なお、様式は任意のものとする。

(2) 説明を求められた場合には、以下のとおり求めた者に対して回答を通知する。

通知日 令和5年10月17日(火)

5 質疑

本案件に関する質問は、以下のとおり質問書の提出による。

(1) 提出期限 令和5年10月10日(火)午後5時30分まで

(2) 提出場所 吹田市環境部環境政策室

(3) 提出方法 電子メール(E-mail:env-energy@city.suita.osaka.jp)

なお、メール送信の際の件名は、次のとおりとする。

件名:参加業者+送信年月日

例)株式会社●●が、2023年10月10日に質問書を送信した場合「株式会社●●231010質問書」

6 質疑の回答

前記の質疑で提出された質問事項は全てをとりまとめて、令和5年10月13日(金)午後5時までに入札参加資格質問回答書を吹田市ホームページに掲載する。

なお、その後緊急の連絡事項がある場合には、入札書の受付開始日である令和5年10月16日(月)までに上記ホームページに掲載する。

7 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する場合、入札参加者は、入札書提出の期日までに辞退届を提出すること。
- (2) 入札書を提出した後に入札を辞退することはできない。

8 入札等執行日時

- (1) 郵送による入札とする。入札方法の詳細は「11 入札方法及び契約方法」を参照のこと。
- (2) 開札日時 令和5年10月20日(金) 午前9時
- (3) 場所 吹田市役所高層棟2階環境政策室会議室
- (4) 開札に立ち会いを希望する場合は、開札時刻までに入札会場に到着すること。
- (5) 代理人が立ち会う場合は、立会委任状を持参すること。
- (6) 入札参加者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係がない職員を立ち会わせて実施する。
- (7) 立会人は、入札が適正に執行されたことを証するため、立会人署名書に署名すること(印鑑は不要)。
- (8) 開札に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、開札を延期する。

9 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 入札金額を訂正した入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札書

10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同値の入札をした者が2人以上ある場合は、入札書にあらかじめ記載された任意のくじ番号を用いて、くじにより落札者を決定する。入札書にくじ番号の記載がない場合又は正しく記載されていない場合は、「000」をくじ番号とする。

11 入札方法及び契約方法

- (1) 総価(別添仕様書の別紙2電気料金内訳書の総合計金額)で入札に付する。ただし、契約については、単価(税込み)により行うものとし、入札においては基本料金、月別の電力量料金などの単価を設定し、当単価は、施設グループ(別添仕様書の別紙2に記載の施設グループ)ごとに同一単価とすること。また、施設グループ間で同じ契約種別であるものは、同一単価とすること。
- (2) 入札については郵送によるものとする。送付の際は内封筒(入札用)と外封筒(郵送用)の二重封筒とし、内封筒には入札書を入れ、案件名、入札参加者の商号又は名称及び代表者の職・氏名等を記載し、のりづけにより封かんすること。また、封かん部分(2箇所)には代表者印を押印すること。外封筒には、内封筒を入れ、案件名、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名等を記載し、さらに「入札書等在中」と朱書して、「吹田市環境部環境政策室」宛てに親展とすること。郵送は令和5年10月16日(月)から令和5年10月19日(木)午後5時30分の間に必着のこと。(配達証明付書留郵便に限る。)

なお、電気料金内訳書(別添仕様書の別紙2)については入札書とホッチキス留めをせずに同封し、郵送により提出すること。

- (3) 入札金額の算定は、必ず本市が指定する電気料金内訳書(別添仕様書の別紙2)を用いて算定すること。なお、入札書に記載する金額は電気料金内訳書(別添仕様書の別紙2)の施設グループごとの合計金額を足し合わせた総合計金額とする。

なお、電気料金内訳書(別添仕様書の別紙2)の施設グループごとの合計金額は、各月の税込金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)の合計金額の110分の100に相当する金額とする。

また、入札金額に「燃料費調整額」及び「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は含めないものと

する。

- (4) 1回目の入札において落札者がいないときは、2回目の入札を行う。その際、応札者に対して、1回目の入札の最低入札価格並びに2回目の入札の入札書提出期限及び開札日その他必要事項を別途通知する。なお、通知対象は、1回目の入札で有効な入札をした者とする。
- (5) 電気料金内訳書(別添仕様書の別紙2)の総合計金額と入札金額が一致しない場合は無効とする。
- (6) 入札時の単価については、消費税及び地方消費税額を加算した額とする。
- (7) 落札者は、1(1)件名 ア、イそれぞれで契約書を作成すること。1(1)件名 アについては、吹田市と契約を締結し、1(1)件名 イについては、吹田市水道部と契約を締結するものとする。
- (8) 契約については、単価(消費税および地方消費税込み)で行うものとし、この契約単価については、落札者の電気料金内訳書(別添仕様書の別紙2)に記載された施設グループごとの各単価とする。

12 入札保証金

吹田市財務規則の規定により免除とする。

13 契約保証金

吹田市との契約において、吹田市財務規則の規定に該当する場合、契約保証金を免除する。吹田市水道部との契約において、吹田市水道部会計規程の規定に該当する場合、契約保証金を免除する。該当の可否については「当該地域を管轄する一般送配電事業者との託送供給に係る契約書(接続供給契約書)の写し」の提出をもって判断する。

14 その他

- (1) 入札参加資格を有する者が1者であってもこの入札は有効とする。
- (2) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (3) 契約手続きは、落札業者決定後速やかに行うこと。
- (4) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。

15 問合せ先

<本入札に関する事、申請書類提出先及び落札者決定後の吹田市との契約手続きについて>

吹田市環境部環境政策室

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話 06-6384-1782

FAX 06-6368-9900

E-mail: env-energy@city.suita.osaka.jp

<落札者決定後の吹田市水道部との契約手続きについて>

吹田市水道部企画室経理グループ

〒564-8551 吹田市南吹田3-3-60

電話 06-6384-1253

FAX 06-6384-1902

E-mail: sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp